

健康日記（「介護保険制度」は社会保険の1つ） Part1

〈介護保険は「要介護状態・要支援状態」の人を対象とした公的保険です〉

現在、日本は超高齢化社会といわれています。超高齢化社会とは、高齢化率（高齢者人口が全人口に占める割合）が 21%を超える社会を指しますが、日本の高齢化率は 29.1%（『令和 6 年版 高齢社会白書』）となっています。

高齢者の介護は、家族だけでなく、社会全体で支えなければならない課題であるとして、1997（平成 9）年に介護保険法が制定されました。介護保険は、社会での相互扶助の考え方により、「社会保険」として運用されています。

介護保険での給付対象となる要件は？

社会保険とは、いわゆる「公的保険」といわれるものです。

民間の保険（私保険といいます）は、加入者の保険料だけで運用されています。そのため、保険会社は保険料を徴収するために加入者を集める必要があります。一方、社会保険では決められた人の全員加入が必須で、保険料が強制的に集められ、そこに税金（公費）も投入して運用されます。

社会保険には、それぞれの保険事故（保険金の支払いの対象となる偶然な事実のこと）に対応して医療、年金、雇用、労災、介護の 5 種類があります。そのうちの介護保険は、労災保険に次ぐ 5 番目の社会保険として、2000（平成 12）年 4 月にスタートしました。

何が保険事故の対象となるかは、保険者と被保険者の約束ごとによって決まっています。たとえば、風邪をひいたこと（病気）は、医療保険の保険事故に該当し、医療保険が使えます。では、骨折して車椅子状態になった高齢者は介護保険を使えるのでしょうか。それだけでは使えず、介護保険の保険事故とは、「要介護状態・要支援状態」になったときです。そして、介護保険を使う場合は、要介護認定などの申請を行わなければなりません。

●社会保険の種類と保険事故

（種類）	（保険事故）
医療保険	病気やケガ（仕事以外）
年金保険	老齢や障害、死亡（遺族）
雇用保険	失業など
労災保険	仕事上の病気やケガ
介護保険	要介護状態など

次回は介護保険法の重要条文について掲載します。

